

留萌川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「留萌川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流等の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、留萌川水系治水協定における、留萌ダムを対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

2 協議会には会長を置き、会長は留萌開発建設部長とする。

3 会長は、協議会の事務を統括する。

4 協議会は、必要に応じて別表の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 事前放流等を実施するために河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。

二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。

三 事前放流等の実施に必要なダム操作の操作規定等への反映に必要な協議。

四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。

五 さらに効果的に事前放流等を実施するために必要となる降雨の予測

精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議に必要な協議。
六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(協議会資料の公表)

第6条 議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、留萌開発建設部治水課に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和3年9月29日から施行する。

留萌川水系既存ダムの洪水調節機能強化に係る協議の場を継承し、本協議会とする。

別表

河川管理者 (第五十一条の二第2項第一号関係)

国土交通省北海道開発局留萌開発建設部長 (国土交通大臣：留萌ダム)

利水ダム等に係る水利使用に関し許可を受けた者 (第五十一条の二第2項
第二号関係)

留萌市長 (留萌ダム使用権者)

関係都道府県知事 (第五十一条の二第2項第三号関係)

北海道 留萌振興局長

※下線付きは、治水協定の締結者